

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人多摩市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、社員総会（以下「総会」という。）で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんは問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は、定款第23条第3項に規定する代表理事及び同条第4項に規定する業務執行理事とする。ただし、事務局長を兼務する役員には支給しない。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 非常勤役員には、報酬等を支給しない。
- 5 役員には、賞与、退職手当を支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は月額とし、別表「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、毎月20日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払う。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の費用の額については、費用弁償規程に定める金額とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表(第4条関係) 「常勤役員の報酬月額」

理事長	148,000 円
専務理事	128,000 円
業務執行理事	108,000 円